

高齢者・障がい者

の皆さんの外出支援

ことぶき
高森**寿**タクシー事業

高森町では、日常生活に必要な交通手段の確保と経済的負担を軽減するため、自動車運転免許証を持たない高齢者や障がい者の皆さんがタクシーを利用した場合の料金を一部助成します。

対象

自動車運転免許証を持たない方のうち、次の条件に当てはまる方。



年齢が **満77歳以上**

または



身体障害者手帳1・2級

内容

高森町内※1でのタクシー利用※2に対して助成が受けられます。

※1 ただし「町外指定病院」への移動に限り町外も対象に含まれます。

※2 搬送車両(寝台タクシー)は対象外。

【町外指定病院】 飯田市立病院、飯田病院、健和会病院、瀬口脳神経外科、下伊那赤十字病院



タクシー料金が2,000円未満 … **半額**を自己負担

タクシー料金が2,000円以上 … **一律1,000円**を自己負担

町外指定病院を利用した場合は、町内タクシー料金と町外タクシー料金を分けて、それぞれに上記のルールを当てはめて自己負担額を計算します。



利用時間は **平日限り**で

病院利用

終日(24時間)

上記以外

午前8時～午後5時まで

手続き

窓口で申請手続きのうえ、利用者証の交付を受けてください。

高森町社会福祉協議会 ☎ **34・3717**

利用

乗車時に運転手に利用者証を提示してご利用ください。

北部タクシー有限公司 ☎ **35・2062**

《問い合わせ先》 高森町役場健康福祉課 ☎35-9412